

福島県入札制度等監視委員会運営規程の一部改正について

1 改正の理由

令和7年5月30日付けで公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令が公布され、令和7年7月1日から、公共工事の発注の見通しに関する事項並びに入札及び契約に関する事項の公表を不要とする工事について、予定価格が250万円を超えないものから、予定価格が400万円を超えないものとされたため、改正を行うこととした。

2 改正の内容

○福島県入札制度等監視委員会運営規程の第5条の調査審議対象外について、予定価格を250万円以下から400万円以下へ変更する。

福島県入札制度等監視委員会運営規程新旧対照表

新	旧
福島県入札制度等監視委員会運営規程 第1条～第4条 （略） 第5条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。 一 予定価格が400万円以下のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。 二～三 （略） 2 （略） 第6条～第9条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年 月 日から施行する。</u>	福島県入札制度等監視委員会運営規程 第1条～第4条 （略） 第5条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。 一 予定価格が250万円以下のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。 二～三 （略） 2 （略） 第6条～第9条 （略） 附 則 （略） <u>附 則</u> <u>この要領は、令和7年 月 日から施行する。</u>

福島県入札制度等監視委員会運営規程（案）

第1条 ～ 第4条 （略）

（入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項の調査審議の方法）

第5条 委員会は、入札及び契約の過程並びに契約の内容に関する事項を調査審議する場合においては、原則として、次により調査審議を行うものとする。

- 一 予定価格が400万円以下のものを除く県の機関（知事部局、企業局、病院局、教育委員会及び公安委員会をいう。以下同じ。）が発注する建設工事における入札及び契約の状況について、県発注工事の入札結果集計表（様式第1号）、入札方式別発注工事総括表（様式第2号）、入札方式別発注工事一覧表（様式第3号）その他委員会が指示する資料により事務局から報告を受け、調査審議を行う。
 - 二 前号の調査審議の資料となる入札方式別発注工事一覧表に記載の工事のうち、第8条の規定により抽出された事案に関する一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由等、指名競争入札に係る指名の理由等及び随意契約の理由等について、抽出事案説明書（様式第4号、第5号又は第6号）その他委員会が指示する資料により県の機関から説明を受け、調査審議を行う。
 - 三 入札参加資格制限等の運用状況について、入札参加資格制限（指名停止）の運用状況一覧表（様式第7号）により事務局から報告を受け、調査審議を行う。
- 2 前項各号に規定する調査審議に係る対象期間については、委員会がその都度定めるものとする。

第6条 ～ 第9条 （略）

附 則

1 この規程は、平成19年4月26日から施行する。

2、3 （略）

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。